

【昨年度からの注意点】

就園奨励助成金の金額は、保護者の令和元年度市民税所得割額を基準に、小学校1～3年生の兄弟の有無及び同時就園の人数により決定します。昨年度より政令市では市民税率が6%→8%に変更になった(以下、新税率という)ため、市民税所得割額が8%で算出されている場合は、6/8を乗じた額が基準となります。

〈各種所得証明書類における新税率・旧税率の表記について〉

見本①

令和元年度 市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)→新税率のみ表記

見本②

令和元年度 市民税・県民税納税通知書及び課税明細書→新税率のみ表記

見本③

令和元年度(平成30年分所得) 市民税・県民税(所得・(非)課税)証明書→旧税率・新税率併記

※税額や通知の内容に関する御問い合わせは、通知に記載の連絡先もしくは各区の市税事務所に御問い合わせください。

※神戸市税額シミュレーション<http://www.tax-asp.e-civion.net/tax-project/tax/kobe_top.html>

にて税額試算を行うことができますので、御活用ください。

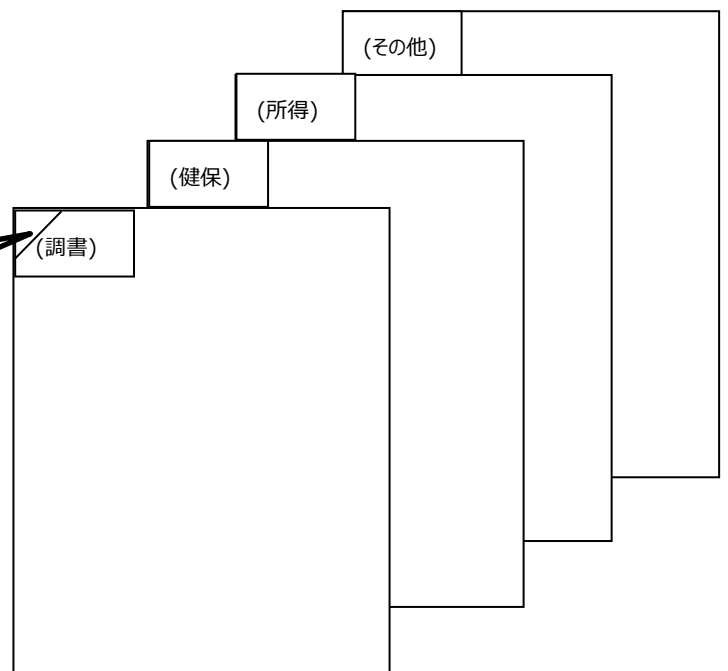
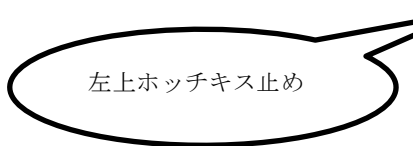
QRコード



【調書提出時の注意点】

調書及び添付書類を提出する際は、以下のようにお願いします。

- (1枚目)調書
- (2枚目)健康保険証のコピー(A4サイズのもの)
- (3枚目)所得証明書のコピー(A4サイズのもの)
- (4枚目)その他必要書類の写し(A4サイズのもの)



※必要提出書類については

P2、P3を御確認ください。

※不備・不足のないようにお願いします。

※途中入園による申請の場合は「措置状況の証明」が必要となりますので御注意ください。

《申請・助成金交付フローチャート》

①申請案内（6月初旬）

- ・制度の内容や必要書類を十分にご確認ください。
- ・申請については幼稚園からの指示に従ってください。

②調書・添付書類の提出（6月下旬頃）

- ・不備等があると正当なランクでの判定が出来なくなります。
- ・不備・不足の無いようご確認ください。
- ・5月以降途中入園で申請される場合は「措置状況の証明」が必要となりますのでご注意ください。
- ・提出期限などは各幼稚園にお問い合わせください。

③ランク決定・通知（12月以降）

- ・ランク決定しましたら、幼稚園を通じてお知らせします。

④ランク変更にかかる報告受付（該当がある場合）

- ・世帯の状況が変わり、助成金のランクが変更する事由がある場合は、報告をして頂きます。
（例）市民税所得割の変更、離婚等による園児の扶養者の変更など

⑤ランク変更決定・通知（該当がある場合）

- ・④の報告を受けて助成金額に変更がある場合は、改めて幼稚園を通じて通知します。

⑥幼稚園を通じて助成金の交付

- ・③（もしくは⑤）でお知らせした金額にて助成金額を交付します。
- ・支給は幼稚園を通じて行います。
- ・保護者への支給日・方法については通園されている幼稚園にお問い合わせください。

※ 本年10月より、幼児教育・保育の無償化が実施されることにより、私立幼稚園就園奨励助成金は本年4月から9月末までの事業となるため、助成金額は6ヶ月分の金額となっています。

※ この調書は、他の目的に使用することはありません。

ただし、兵庫県が実施する「私立幼稚園幼児保育料軽減臨時特別補助金」及び「ひょうご多子世帯保育料軽減事業補助金」に必要と認められる場合に、兵庫県からの照会に応じ、神戸市が就園奨励助成金にかかる情報を提供することがあります。